



平成 29 年 3 月 29 日

各 位

東京都中野区中央5丁目38番16号
日本エス・エイチ・エル株式会社
代表取締役社長 奈良 学
(コード：4327、JASDAQ)
問合せ先：常務取締役 中村直浩
TEL：03-5385-8781（代表）

ライセンス契約の更新に関するお知らせ

当社は、平成29年3月29日開催の取締役会において、米国CEB Inc.（以下、CEB社という）との間のライセンス契約を更新し、新たな契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. ライセンス契約更新の概要

当社は、CEB社からライセンス供与を受け、主に国内企業向けに人材アセスメントサービスを提供しております。そのライセンス供与の裏付けとなる現行のライセンス契約は、平成29年3月31日に期限満了となりますが、当社とCEB社とは、本日、平成29年4月1日から平成34年3月31日を有効期間とした新たなライセンス契約の締結に合意いたしました。

現行のライセンス契約との主な変更点は、ロイヤルティ料率（ライセンス供与の対象商品売上に対する比率）の変更であり、現行のライセンス契約のロイヤルティ料率2.5%が、新たなライセンス契約においては以下のとおり変更となります。

期 間	料 率
平成29年4月1日～平成30年3月31日（1年間）	5.0%
平成30年4月1日～平成31年3月31日（1年間）	6.5%
平成31年4月1日～平成32年3月31日（1年間）	8.0%
平成32年4月1日～平成34年3月31日（2年間）	9.0%

2. 業績への影響

当社の業績は、契約更新によるロイヤルティの料率変更の影響を受けることとなります。前事業年度（平成28年9月期）のロイヤルティは（年額）52,082千円でした。当事業年度（平成29年9月期）の業績に与える影響は、平成29年4月～9月（6ヶ月）のライセンス供与の対象商品売上に対する料率変更（2.5%から5.0%へ変更）であり、影響金額としましては30百万円程度を見込んでおります。なお、当社の現在の経営環境等を踏まえ、平成28年10月28日発表の平成29年9月期の業績予想に変更はありません。

(補足説明)

従来、当社は、英国のSHL Group Limited (以下、SHL社) との間でライセンス契約を締結し、SHL社からライセンス供与を受け、国内企業向けに人材アセスメントサービスを提供しており、同ライセンス契約に基づきロイヤルティを支払っておりました。平成25年9月23日付で、SHL社がCEB社に買収・統合されたことにより、当該ライセンス契約はCEB社に移管されましたが、平成29年1月5日(現地日付)に、CEB社はサービス強化を主な目的として、米国Gartner社による買収に合意しております。

なお、CEB社は、米国の人事関連の会員制アドバイザリー会社であり、Gartner社は、米国の業界最大規模のITアドバイザリー会社であります。また、両社とも世界各国で事業展開しております。両社の詳細につきましては、以下のウェブサイトをご参照ください。

CEB社 <https://www.cebglobal.com/>

Gartner社 <http://www.gartner.com/>

以 上